



— 目次 —

- [厚生労働省が指針を公示 高年齢者の労災防止、企業に努力義務](#)
- [対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？ 算定基礎届の提出時期になります](#)
- [賃上げでも9割が「転職活動を継続」、今の職場をやめたい理由は](#)
- [ストレスチェック義務化に向けた実施マニュアルを公表](#)
- [飲食店向け「カスハラ対策ガイドライン」現場で活かせる対応の実践ヒントを紹介](#)
- [パートタイマーの算定基礎届](#)
- [名ばかり役員は認められない？「国保逃れ」対策の新通達](#)

今月の「ニュースレター」の主な情報源は、以下のとおりです。

P.1

厚生労働省が指針を公示 高年齢者の労災防止、企業に努力義務



情報源

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（公示）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html

2026年4月から、高年齢者の特性に配慮した労働災害防止対策を講じることが、企業の努力義務となります。従来のエイジフレンドリーガイドラインは法的根拠がありませんでしたが、労働安全衛生法が改正され、より実務対応が求められる位置づけとなりました。

P.2

対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？ 算定基礎届の提出時期になります



情報源

令和8年4月から現物給与の価額が改正されます

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2026.pdf>

4月から食事の現物給与の価格が変わります。

また、10月からは住宅の現物給与の価格も変わります。居住1畳あたりの価額から総面積1㎡あたりの価額に変わるため、居室だけでなく廊下や水回りなど含めた総面積で計算することになります。

P.4

賃上げでも9割が「転職活動を継続」 今の職場をやめたい理由は



情報源

「賃上げと転職意向」に関するアンケート調査結果

<https://www.workport.co.jp/corporate/news/detail/943.html>

調査では、5%以上の賃上げがあっても、9割以上が転職活動を継続すると回答しました。

賃上げは重要である一方、それだけでは人材定着につながらず、成長機会や働きやすさを含めた職場づくりが求められていることを示す結果となっています。

P.4

ストレスチェック義務化に向けた 実施マニュアルを公表



情報源

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69680.html

現在は努力義務となっている50人未満の事業場のストレスチェックについて、遅くとも2028年5月までに義務化される見通しとなっています。これを踏まえ、厚生労働省は小規模事業場向けの実施マニュアルを公表しました。

マニュアルでは、個人が特定されやすい小規模事業場の特性を踏まえ、プライバシー保護の観点から外部委託を基本とした運用が推奨されています。費用の目安は1人あたり300円から1,000円程度、基本料金や初期費用がかかる場合もあります。

P.5

飲食店向け「カスハラ対策ガイドライン」 現場で活かせる対応の実践ヒントを紹介



情報源

飲食店におけるカスタマーハラスメント対策

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/kasuhara_taisaku.html

2026年10月からのカスタマーハラスメント対策義務化を見据え、農林水産省は「飲食店向けカスタマーハラスメント対策ガイドライン」を公表しました。

ガイドラインでは、判断基準や予防策に加え、現場で想定される場面ごとの対応例を整理した「実践ヒント集」も掲載されています。

P.7

パートタイマーの算定基礎届



情報源

短時間就労者の定時決定

特定適用事業所に勤務する短時間労働者の定時決定

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.html#cmstanjikanshurosha>

パートタイマーは一般社員とは異なるルールで集計する点に注意が必要です。特集の補足説明として掲載しました。

名ばかり役員は認められない？ 「国保逃れ」対策の新通達



情報源

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001675920.pdf>

厚生労働省は、いわゆる「国保逃れ」を防ぐため、法人役員の健康保険加入について「実態」で判断することを改めて明確化しました。社会保険料削減をうたうスキームには注意が必要です。

乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りがありましたら事務局までご連絡ください。
内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

社労士ニュースレター便 事務局

contactdesk@sr-newsletter.com

リンクティブ株式会社

TEL：050-3529-5892

FAX：050-1712-6953